

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
告示 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 三〇
- 公告
公告 肥料の登録の有効期間を更新した件 三九
- 随意契約の相手方を決定した件 六〇

告 示

福島県告示第八百八十一号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 平成三十年十二月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
胡桃沢一号	福島市渡利字胡桃沢	土石流	次の図のとおり
胡桃沢二号	同 市渡利字胡桃沢	土石流	
小原沢	同 市黒岩字小原	土石流	

躑躅ヶ森	同 市田沢字躑躅ヶ森	土石流
北唐沢	同 市渡利字北唐沢	土石流
二伊滝	二本松市二伊滝二丁目	土石流
表二丁目	同 市表二丁目	土石流
原七ヶ作	同 市原七ヶ作	土石流
毘沙門堂	同 市毘沙門堂	土石流
萩坂	同 市萩坂	土石流
岳温泉1	同 市岳温泉四丁目	土石流
岳沢	同 市岳温泉四丁目	土石流
1 岳温泉大和	同 市岳温泉大和	土石流
2 岳温泉大和	同 市岳温泉大和	土石流
小関	同 市小関	土石流
昭和町1	同 市昭和町	土石流
古塚田	同 市長折字古塚田	土石流
四本松	同 市長折字四本松	土石流
存俣1	同 市上太田字存俣	土石流
存俣2	同 市上太田字存俣	土石流
存俣3	同 市上太田字存俣	土石流
広瀬1	同 市上太田字広瀬	土石流

加藤木3号	加藤木2号	加藤木1号	下代積	鈴木内	田中	供中内	向広瀬	存俣	寺行部内	片倉	四本松	道久内1号	移川	石橋	上板	天皇銘腰	久保4号	久保3号	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市上長折字加藤木	市上長折字加藤木	市上長折字加藤木	市上太田字下代積	市上長折字鈴木内	市西勝田字田中	市西勝田字供中内	市上太田字向広瀬	市上太田字存俣	市上長折字寺行部内	市上長折字片倉	市長折字四本松	市長折字道久内	市下長折字移川	市下川崎字石橋	市洪川字上板	市油井字天皇銘腰	市洪川字久保	市洪川字久保	市洪川字久保
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

太郎田1号	太郎田2号	鞭ノ内	町田1号	八斗田	宮久保	若林1号	岡田1号	岡田2号	吉田	大久保1号	海谷1号	海谷2号	古谷	浜井場	野田	川平
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市西新殿字行人壇	市西新殿字太郎田	市小浜字鞭ノ内	市成田字町田	市初森字八斗田	市長折字宮久保	市上太田字若林	市上太田字岡田	市上太田字岡田	市杉沢字吉田	市東新殿字大久保	市東新殿字海谷	市東新殿字海谷	市東新殿字古谷	市東新殿字浜井場	市東新殿字野田	市百目木字川平
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（砂 防 課）

公 告

公告第二百七十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成三十年十二月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
846	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料721 号	7.0	2.0	1.0	含有を れを 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	片倉コ ー プ ラ ー 株 式 有 限 公 司	東京都 千代田 区北一 丁目8 番10 号	平成37 年1月 5日
847	混合有 機質肥 料	KCC9 40	9.0	4.0	-	含有を れを 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	片倉コ ー プ ラ ー 株 式 有 限 公 司	東京都 千代田 区北一 丁目8 番10 号	平成37 年1月 11日

おり。

(農業総合センター)

公告第277号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年12月4日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉 田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター） 3,650 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年10月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
13,500円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（ 総 務 課 ）